

仕 様 書

1 件 名 令和8年度 小城市立小中学校電子黒板等調達（約定）

2 納入場所

- (1) 小城市立桜岡小学校（小城市小城町166番地）
- (2) 小城市立三里小学校（小城市小城町栗原1256番地）
- (3) 小城市立晴田小学校（小城市小城町畑田2099番地）
- (4) 小城市立岩松小学校（小城市小城町岩蔵1941番地）
- (5) 小城市立三日月小学校（小城市三日月町長神田1680番地）
- (6) 小城市立牛津小学校（小城市牛津町柿樋瀬922番地）
- (7) 小城市立砥川小学校（小城市牛津町上砥川1405番地）
- (8) 小城市立小城中学校（小城市小城町松尾4104番地）
- (9) 小城市立三日月中学校（小城市三日月町長神田1650番地）
- (10) 小城市立牛津中学校（小城市牛津町牛津549番地）
- (11) 小城市立芦刈観瀾校（小城市芦刈町三王崎14番地）

3 業務期間 契約締結日～令和8年12月31日（木）

4 稼働開始予定日 令和9年1月1日（金）

5 支払方法

本業務においてはリース契約を予定しており、別途、市が今後実施する入札により決定するリース会社より支払うものとする。

6 機器構成とその概要

(1) 機器構成

65型電子黒板およびスタンド	90台
電子黒板用端末	90台
盗難防止用セキュリティーワイヤー	90式

※機器の詳細な仕様及び導入場所は、別紙仕様条件一覧表による。

(2) 導入した電子黒板及び電子黒板用端末が正常に動作するように下記の作業を行う。

ア 機器の設置作業（機器の搬入、据付）の際、機器を学校もしくは小城市

の指示するレイアウトに合わせて設置すること。また、設置する期間は令和 8 年 1 2 月 3 1 日までに完了すること。※ただし、パソコンの部品欠品等のやむを得ない理由があり、令和 8 年 1 2 月 3 1 日までに完了することができない場合は、小城市と受注者が協議し、対応することとする。

イ ソフトウェアのインストール及び動作確認作業

別紙仕様条件一覧表に記載しているソフトウェアをインストールし、導入ハードウェア及びソフトウェアの動作確認を行うこと。

小城市が所有しているウイルス対策ソフトをインストールすること。なお、既存ウイルス対策ソフトが導入 **Windows** のバージョンに対応できないようであれば、必要に応じてウイルス対策サーバのバージョンアップを行うこと。

ウ ドライブの割り当てについて以下のように設定を行うこと。

C : ストレージ (システム領域)

D : ストレージ (利用者領域)

E : 光学ドライブ

以降 USB への接続により自動的に付与

エ IP アドレス管理については、既存校内ネットワークの運用方針に沿って設定すること。障害発生時の迅速な対応を可能とするため、必要に応じて **DHCP** による固定 IP 割当等の設定を行うこと。その際に、既存ネットワーク環境の設定変更が必要となる場合は、事前協議のうえ対応すること。

オ 導入後にネットワーク障害が発生した場合、導入機器における原因の一時切り分け (端末・ネットワークの判別) を実施すること。

(3) 本契約で導入するコンピュータの条件

ア 信頼性を考慮し、全台を国内メーカーのものとすること。

イ 環境負荷低減に配慮し、再資源化に積極的に取り組んでいること。

ウ その他の基準については、別紙仕様条件一覧を確認すること。

エ 機器は全て同一機種とし、型番違いなどは認めないものとする。

(4) 小城市学校サーバとの接続

電子黒板用端末は各小中学校の学校サーバに接続する。さらに、全パソコンが前掲ネットワークを利用できる環境 (状況) を構築するとともに、動作確認をすること。既存の校内ネットワーク環境に影響が出ないように作業すること。

(5) 機器の移動作業について

本契約は電子黒板更新の性質を持つものであるため、小城市指示のもと、既存の電子黒板を学校内の指定場所へ移動させること。なお、フロアの移動は発生しない。また、今回導入する電子黒板等の撤去作業については、別途小城市がリース会社と契約するリース契約が終了した時点で、各学校より全ての撤去作業を責任もって行うこと。なお、その際のハードディスク内のデータ消去についても併せて行い、データ消去証明書を小城市へ提出すること。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて小城市と協議の上、決定すること。

7 提案機種 of 事前確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、事前に提案予定機種確認申請書、その他必要書類を提出し、発注者の確認を受けなければならない。
- (2) 発注者が適合と認めた機種以外での入札は認めない。
- (3) 入札後の機種変更は認めない。ただし、発注者が特にやむを得ないと認めた場合を除く。

8 提出書類

- (1) 提案予定機種確認申請書
- (2) 仕様対比表
- (3) 提案機種 of カタログ
- (4) 保守体制が確認できる資料
- (5) その他発注者が必要と認める書類

◎その他付帯事項

1 ソフトウェア of インストール作業 (一式)

- (1) 導入ソフトウェアを全てインストールし、受注者において正常に動作することを確認すること。インストール完了後は、学校の職員による確認を受けた上で引き渡すこと。なお、授業その他の都合により職員による確認が直ちに実施できない場合は、職員の都合に応じてログインの機会を設け、職員本人によるログインのもと、受注者が動作確認を実施すること。コンピュータの稼働開始日までに、全てのインストール作業及び動作確認を完了すること。
- (2) 全端末に必要なショートカットの作成を行うこと。具体的な方法については、契約後、別途指示する。

2 搬入・設置、現調・工事

- (1) 小城市が予定している期間に、搬入・設置すること。梱包材などのごみは、契約業者の方で引き取ること。(ただし、学校で利用する場合があるので、各学校において管理職に確認すること。)
- (2) 全ての機器を稼働可能な状態に調整すること。全台に必要なドライバなどを確実に組み込み設置後すぐに使用できるようにすること。
- (3) 作業終了後、機器一覧表(名称、型式、シリアル番号、メーカー名等)を作成すること。
- (4) 全ての作業終了後、学校から完了報告書に確認印をもらうこと。

3 機器一覧表及び完了報告書の提出

全ての学校の作業終了後、導入機器一覧表及び完了報告書を2部作成し、小城市と設置校にそれぞれ1部ずつ提出すること。

4 保守メンテナンス

- (1) ハードウェアの故障時は、迅速で丁寧な対応で無料の出張修理を行うこと。ただし、小城市が必要と認めたときは、10日以内の引き上げ修理も認める。その場合、契約者は搬出・搬入を責任もって行うこと。
- (2) 修理するためにハードディスクを交換する場合は、外したハードディスク内のデータは完全に消去又は粉碎により、ハードディスク内のデータが読み取れないようにすること。
- (3) 導入ソフトウェアのサポートを行うこと。
- (4) 導入機器修理の際は、保守報告書を作成し、小城市に提出すること。
- (5) ハード・ソフトの障害及びシステム全体に対する保守・メンテナンスは、納入業者が行うこと。複雑なトラブル等でやむを得ず機器製造業者に依頼する場合には、納入業者が同行し作業完了を確認すること。

5 ラベルの貼付

- (1) 導入の電子黒板及び電子黒板用端末には、下記のラベルを貼ること。(類似で可)
 - ・導入年度、学校番号、導入年度毎の連番、コンピュータ名を明記したラベル
 - ・保守会社名、連絡先を明記したラベル※ノート型パソコンの蓋を閉じた状態で蓋の手前に貼付すること
※電子黒板 (例1) 桜岡小1番機の場合 [R8-IWB-01-01]

(例 2) 三里小 2 番機の場合 [R8-IWB -02-02]

※電子黒板用端末 (例 1) 桜岡小 1 番機の場合 [R8-IWB-PC-01-01]

(例 2) 三里小 2 番機の場合 [R8-IWB -PC-02-02]

6 各導入拠点での作業

機器導入業務や設定の作業については、事前に人数・時間等を学校へ連絡する。作業当日は所属の社員証など、身分を証するものを着用すること。

7 守秘義務

- (1) 本仕様書に基づく全ての作業において、小城市及び学校が提供した業務上の情報を第三者に開示、又漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 小城市及び学校が提供する資料は、原則として貸し出しによるものとし、業務完了時には返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- (3) 小城市及び学校が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に小城市及び学校担当職員と協議の上、承認を得ること。

8 その他

- (1) 本調達に係る機器等については、中古品、リユース品は認めない。
- (2) 本業務は既存ネットワーク環境の構成・設定・運用を十分に理解したうえで、影響を与えないよう適切に構築できることが重要であるため、受託者は十分な知見と実績を有すること。
- (3) 今回の機器導入期間に、追加機器導入やソフトウェアインストールの必要性が発生した場合、全面的に協力すること。
- (4) 仕様書に記載ない事項又は疑義のある事項については、小城市と受注者が協議して解決するものとする。

仕様条件一覧表			
項目	数量	仕様条件	
1. 電子黒板			
(1)ハードウェア全般	90		
液晶パネル部		液晶サイズ 最大解像度 最大表示色 最大輝度 コントラスト比 視野角 液晶面保護ガラス	液晶ディスプレイ体型の電子黒板であること 65型であること 3840×2160以上表示可能であること 10.7億色以上であること 輝度は400cd/m ² 以上であること 標準で1200:1以上であること 標準値で左右178°、上下178°以上であること 映り込みを抑える防眩処理を施した保護ガラス（厚さ3.2mm以上）であること
タッチパネル部		検出方式 ドライバ マルチタッチ	赤外線遮断検出方式であること 「WindowsTouch」に対応していること 40点以上であること
本体部		入力端子 出力端子 スピーカー	HDMI×3、DisplayPort×1、VGA×1 USB Type-A×6、USB Type-B×3、USB Type-C×2(ALT対応×1以上)以上を有すること HDMI OUT×1、3.5mmイヤホンジャック×1以上を有すること 出力は15W+15W以上の内蔵スピーカーを有していること
本体機能		重量	約40kg以下であること 以下のペン機能が内蔵されていること ・ペンの色、太さを変更できること ・書いた文字・数字・図形（△□線）など自動で成型できる機能を有すること ・ホワイトボードを2分割して別々の色のペンが使用可能なこと ・カーテン機能・スリットライト機能・サイズ変更可能な定規を使用できる事 ・背景色の変更と内蔵罫線フォーマットを4種以上使用できること ・複数ページ（1,000ページ以上）を作成できること ・単一・複数選択可能な投票機能を有すること ・ランダムに数字を選べる乱数機能があること 以下のアプリケーションが利用できること ・電卓・タイマー・ストップウォッチ機能を本体に有する事 ・動画、音楽及び画像ファイルを表示できるアプリケーションを有すること ・専用ソフトウェアを利用することでタブレットの画面を表示させることができること なお、投影は4画面分割以上できること ・Windows（タブレット、電子黒板のどちらからでもタッチ機能が可能なこと） ・Android端末、Windows端末、macOS端末及びiPad等から画面共有できること ・QRコードで保存画面を他端末へ共有可能なこと
外部機器表示機能			・電源ケーブルを付属すること ・電子黒板用パソコンと接続するための以下のケーブルを付属すること ・HDMIケーブル×1（3m） ・USBケーブル×1（5m）（USB BタイプーUSB Aタイプ） ・USBケーブル×1（1m80cm）（USB Cタイプー USB Cタイプ） ・タッチ用に電池や充電の必要ないペンを3つ以上付属すること ・Windows PCで利用可能な電子黒板ソフトウェアを付属すること また、調達した電子黒板について追加ライセンス費用を要することなく継続利用できること
付属品			
取得認証			・電気用品安全法 ・Sマーク認証製品 ・日本国内での使用を考慮し、国内メーカー製品であり、国内の電気用品安全法およびVCCIクラスBを取得していること
セキュリティ			・アンチウイルスを搭載していること ・パスワード設定が可能なこと ・インストール済みアプリケーションの表示/非表示設定が出荷時に可能なこと（リモコン操作などで、非表示アプリ仕様も可能なこと） ・本体設定メニューを非表示にすることが可能なこと ・アプリケーションインストール許可/不許可設定が可能なこと（パスワードにて設定管理できること）

別紙1		仕様条件一覧表	
項 目	数量	仕 様 条 件	
3. 周辺機器			
OAタップ	90		参考品：TAP-F37-5KR
LANケーブル	90		参考品：LA-Y6-10BL（10m）
書画カメラ（無線接続）	90（外付けの場合のみ）		参考品：MO-2
	90（外付けの場合のみ）		参考品：ELMO CAST
4. 設置・インストール・設定 ・その他	1式		①各機器の組み立て及び各機器間の接続（ケーブルの調達含む）等、全ての配線を行うこと ②電子黒板、電子黒板用パソコン及び周辺機器等の設定を行い、指定された場所に設置すること ③ソフトウェアについては、最新のバージョンを納入することただし、学校側の環境では動作が不確実なものについては、協議の上選定すること ④電子黒板用パソコンに既存ウィルス対策ソフトウェア及び電子黒板の運用に必要なソフトウェアのインストールを行うこと また、既存ウィルス対策ソフトが導入Windowsのバージョンに対応できない場合は、必要に応じてウィルス対策サーバのバージョンアップを行うこと ⑤既存電子黒板用パソコンに設定されているデジタル教科書等の設定を移行すること ⑥電子黒板用パソコンを学習系の校内LANで利用できるよう設定を行うこと また、接続に問題がでないよう校内LAN保守業者と調整を行うこと ⑦電子黒板をギガスクール用の校内LANに接続するよう設定を行うこと また、接続に問題がでないよう校内LAN保守業者と調整を行うこと ⑧納入する全ての機器、ソフトウェアの動作試験を行うこと ⑨各学校で操作研修会を1回行うこと、日時については学校と協議することその際、テキスト作成等に係る経費は受注者が負担すること。操作研修前に電子黒板の取り換えが想定されるため、授業に支障が出ないように利用者（教師）向けの簡易マニュアルを導入台数分準備すること。 ⑩機器等の納入において不要となった梱包材等については、受注者で責任を持って処分すること ⑪本事業に係る学校内の作業は授業に支障がないように実施すること ⑫電子黒板、電子黒板用パソコン以外の納入する物品において、納入後12ヶ月は、無償で修理もしくは同等品と交換すること ⑬納入する機器、ソフトウェア、設定、設置に関する完成図書を提出すること 完成図書は、機器一覧表、設定表、試験成績書、写真等とするが詳細は発注者の指示に従うこと ⑭引き渡し後、60ヶ月は故障発生時の窓口を設置し、必要に応じメーカ手配、現地で故障復旧作業を行うこと ⑮参考品以外の製品を採用する場合は、その製品名及びカタログ、同等機能、性能を有する証明書を 入札前に提示し、教育委員会の許可を得ること ⑯既存の電子黒板を学校内の指定場所へ移動させること。なお、フロアの移動は発生しない